

公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションさんわ

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

ご利用者様（以下「利用者」と略します）へのサービスの提供開始にあたり、新潟県条例に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人新潟県看護協会
主たる事務所の所在地	〒951-8133 新潟県新潟市中央区川岸町2丁目11番地
代表者（職名・氏名）	会長 池田 良美
設立年月日	昭和28年9月15日
電話番号	025-265-1225

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションさんわ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒940-1151 新潟県長岡市三和3丁目4番16号	
電話番号	0258-30-5565	
介護保険 指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1560290106
医療保険 指定年月日・事業所番号	平成10年9月26日指定	02,9010,6
管理者の氏名	小川 文子	
通常の事業の実施地域	長岡市（旧長岡市、三島、与板町区域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者などが、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービス又は介護予防訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び8月13日から15日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時45分から17時30分まで ※ 当事業所は24時間の連絡相談と必要に応じて緊急時の訪問を行うことができる体制を設けています。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態 ・ 人数
看 護 師	常勤 3人 / 非常勤 3人
事 務 職	非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

訪問看護職員の氏名	（資格：看護師）
管理責任者の氏名	所長 小川 文子

8. 利用料

（１）利用料

訪問看護・介護予防訪問看護利用料は、適用される保険の種別により厚生労働大臣が別紙「訪問看護利用料金（医療保険）」「訪問看護利用料金・介護予防訪問看護利用料金（介護保険）」のとおりに定めています。
適用される保険種別の対象者などは下記のとおりです。

保険種別	介護保険による 訪問看護・介護予防訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	介護保険の要支援や要介護に認定された方で主治医が訪問看護を必要と認めた方	① 介護保険で非該当（自立）と認定された方 ② 介護保険の被保険者で、厚生労働大臣が定める疾患や病状の方 ③ 介護保険の被保険者でない方 ④ 介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護の利用者で、病状により特別訪問看護指示書を交付された方
定めとなる法律・制度	介護保険法の定めによる	医療保険制度の定めによる

その他 保険外料金	必要物品等の実費・医療保険の休日利用料・お清め料など
-----------	----------------------------

なお、別紙の利用料金は厚生労働大臣が定める金額であり、これが改正された場合は、利用料も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

また、介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護をご利用のとき、介護保険給付の区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただく事となりますのでご注意ください。

(2) 公的保険を利用できない場合の利用料

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法および介護保険法等公的保険による訪問看護を利用している利用者が、居宅以外の場所で訪問看護を利用する時は、公的保険を利用できません。

その場合の利用料金は別紙「訪問看護等利用料金(公的保険を利用できない場合)」の通りに定めています。

(3) キャンセル料

訪問をキャンセルされる場合は、前日の17時30分までにご連絡下さい。当日キャンセルの場合は、キャンセル料金が発生します。ただし体調不良による緊急受診、入院の場合はこの限りではありません。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は1ヵ月毎にまとめて請求いたします。次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし (自動振替)	新潟県内に本店がある銀行に口座をお持ちの方で口座引き落としをご希望の方は所定の手続き完了後にご利用いただけます。ただし、手続き完了前に利用料が発生した場合には現金でお支払いいただきます。 1回の引き落としにつき82円の手数料をご負担いただきます。 引落日：翌々月27日(休日の場合は翌営業日)
現金払い	利用料が決定後、訪問している訪問看護職員にお支払いください。 領収書をお渡しします。
銀行振り込み	請求書を訪問時にお渡しまたは郵送いたしますので、当事業所口座にお振り込み下さい。 振込み手数料はご利用者様のご負担となります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	① 氏名(利用者との続柄) 電話番号	緊急時連絡の取れる方
	② 氏名(利用者との続柄) 電話番号	緊急時連絡の取れる方

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

連絡先	電話 0258-30-5565 FAX 0258-30-5563
窓口設置場所	公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションさんわ
窓口責任者	所長 小川 文子
受付時間	月曜日から金曜日の８時４５分から１７時３０分 ただし急を要する場合は、時間外でも受け付けます。 休日、時間外や事務所不在時は携帯電話に自動転送されます。

（２）当事業所にお話になりにくい場合は下記にご相談ください

苦情受付 機関	居宅支援事業所 担当介護支援専門員	電話
	長岡市地域包括支援センター（ ）	電話
	公益社団法人 新潟県看護協会 **	電話 025-265-1225
	長岡市介護保険課 *	電話 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会 *	電話 025-285-3022

*印 受付時間 9時～17時（土・日・祝日 12/29～1/3は除く）

**印 受付時間 9時～17時（土・日・祝日 8/13～8/15 12/29～1/3は除く）

1 2. 虐待防止に関する事項

- 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ります。
 - 虐待の防止のための指針を整備いたします。
 - 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施をいたします。
 - 利用者及びその家族、または職員からの通報を適切に処理する体制を整備いたします。
 - その他虐待防止のための必要な措置をいたします。
- 事業者は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）又は当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
虐待防止責任者・担当者 所長 小川 文子

1 3. 身体拘束に関する事項

- 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。
 - 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
 - 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

1 4. ハラスメントの防止に関する事項

- 事業所は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に

向け取り組みます。

事業所では、身体的暴力・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等を総称してハラスメントとしています。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場や相談窓口の設置を行い、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. 感染症対策に関する事項

1. 事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 事業継続に向けた取り組みに関する事項

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 災害発生時の対応に関する事項

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、利用者の安全確認や必要な支援及び主治医や関係機関との連携を行います。

ただし、その規模や被害状況により、通常の業務を行えない場合があります。また気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。

また、災害の状況によっては、訪問先から訪問看護職員を避難させることがあります。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類に変更が生じた場合はお知らせください。

訪問看護利用料金（介護保険）

令和7年 4月 1日改正
公益社団法人新潟県看護協会
訪問看護ステーションさんわ

介護保険における訪問看護費と利用者様負担額についてご説明いたします。
「利用者様負担額」は、訪問看護費の1割または2割・3割です。
なお、この料金は介護保険法に基づく料金です。

【基本料金】

《介護予防訪問看護》		《訪問看護》	
提供時間	訪問看護費	提供時間	訪問看護費
20分未満	3,030 円/回	20分未満	3,140 円/回
20～30分未満	4,510 円/回	20～30分未満	4,710 円/回
30～60分未満	7,940 円/回	30～60分未満	8,230 円/回
60～90分未満	10,900 円/回	60～90分未満	11,280 円/回

* 20分未満の訪問看護の場合、1回/週以上 20分以上の訪問看護を行っていることが必要。

【サービス提供体制強化加算】厚生労働大臣が定める下記の要件を満たす場合、毎回ごとに加算。

訪問看護ステーションさんわは、要件をみたしておりますのでⅠを加算させていただきます。

- Ⅰ・ 要件 ①全ての看護師が計画に沿って研修を受けていること
②利用者の情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達のための会議、看護師の技術指導のための会議を開いていること
③全ての看護師の健康診断を行っていること
④勤続年数が7年以上の看護師が、職員の3割を超えていること
- Ⅱ・ 要件 上記Ⅰの①～③は同様
④勤続年数が3年以上の看護師が、職員の3割を超えていること

サービス体制強化加算	訪問看護費
Ⅰ	60 円/回
Ⅱ	30 円/回

【早朝・夜間・深夜加算】

8時～18時以外の時間帯に、あらかじめ計画した訪問看護を提供した場合、毎回ごとに加算。

早朝（6～8時前）・夜間（18～22時前）＝基本料金に25%を加算

深夜（22～6時前）＝基本料金に50%を加算

《介護予防訪問看護》			《介護予防訪問看護》		
早朝・夜間	提供時間	訪問看護費	深夜	提供時間	訪問看護費
	20分未満	3,790 円/回		20分未満	4,550 円/回
	20～30分未満	5,640 円/回		20～30分未満	6,770 円/回
	30～60分未満	9,930 円/回		30～60分未満	11,910 円/回
	60～90分未満	13,630 円/回		60～90分未満	16,350 円/回
《訪問看護》			《訪問看護》		
早朝・夜間	提供時間	訪問看護費	深夜	提供時間	訪問看護費
	20分未満	3,930 円/回		20分未満	4,710 円/回
	20～30分未満	5,890 円/回		20～30分未満	7,070 円/回
	30～60分未満	10,290 円/回		30～60分未満	12,350 円/回
	60～90分未満	14,100 円/回		60～90分未満	16,920 円/回

【緊急時訪問看護加算(Ⅰ)】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	利用者からの電話に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行える体制をとり、看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合の加算。
6,000 円/月	
* 緊急訪問をした場合は、訪問に要した時間に応じて基本料金と同額。 ただし、利用者への2回目以降の緊急訪問が、早朝・夜間・深夜帯の場合、その時間帯に応じた料金。	

【緊急時訪問看護加算(Ⅱ)】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	利用者からの電話に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行える体制をとっている場合に加算。
5,740 円/月	
* 緊急訪問をした場合は、訪問に要した時間に応じて基本料金と同額。 ただし、利用者への2回目以降の緊急訪問が、早朝・夜間・深夜帯の場合、その時間帯に応じた料金。	

【特別管理加算】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	特別な医療管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算。
5,000 円/月	特別管理加算(Ⅰ) 気管カニューレ、留置カテーテルなどを装着している場合
2,500 円/月	特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法、深い褥創の処置などを行っている場合

【専門管理加算】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、または、特定行為研修を終了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
2,500 円/月	

【初回加算(Ⅰ)】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合。もしくは歴月で2か月以上利用が無く(医療保険による訪問看護を含む)、再開した場合に加算(初回の月、もしくは再開した月1回のみ)
3,500 円/月	

【初回加算(Ⅱ)】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合。 もしくは歴月で2か月以上利用が無く(医療保険による訪問看護を含む)、再開した場合に加算(初回の月、もしくは再開した月1回のみ)
3,000 円/月	

【退院時共同指導加算】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	退院(退所)前に、病院や老人保健施設において退院(退所)後の在宅療養について指導、相談を行った内容を提供した場合に加算。
6,000 円/月	

【看護・介護職員連携強化加算】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	訪問介護事業所と連携して、痰の吸引や胃腸瘻などからの経管栄養が必要な利用者様の計画作成や訪問介護員への助言などの支援を行った場合に加算。
2,500 円/月	

【口腔連携強化加算】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の情報提供を行った場合。
500円/月	

【長時間訪問看護加算】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	特別管理加算を算定されている利用者様に、90分以上の訪問看護を提供した場合に加算。
3,000 円/回	

【複数名訪問看護加算(Ⅰ)】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	厚生労働大臣の定める状態の利用者に、同時に複数の看護師で訪問した場合に加算。
2,540 円/回	複数名訪問看護加算(Ⅰ) 2人の看護師が同時に訪問看護を行い30分未満の場合
4,020 円/回	複数名訪問看護加算(Ⅰ) 2人の看護師が同時に訪問看護を行い30分以上の場合

【複数名訪問看護加算(Ⅱ)】 訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	厚生労働大臣の定める状態の利用者に、同時に看護師と看護補助者の職員で訪問した場合に加算。
2,010 円/回	複数名訪問看護加算(Ⅱ) 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行い30分未満の場合
3,170 円/回	複数名訪問看護加算(Ⅱ) 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行い30分以上の場合

【ターミナルケア加算】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護費	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に居宅介護支援事業者、医療及び介護関係者と十分な連携を図って、終末期の訪問看護サービスを提供した場合に加算。
25,000 円/月	

【遠隔死亡診断補助加算】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護費	医師が行う死亡診断について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合
1,500 円/回	

【看護体制強化加算】 介護予防訪問看護

訪問看護費	下記に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。
1,000 円/月	①前6ヶ月において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50/100以上であること。 ②前6ヶ月において利用者総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20/100以上であること。 ③訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること。

【看護体制強化加算】 訪問看護

訪問看護費	下記に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。
5,500 円/月	看護体制強化加算(Ⅰ) ①前6ヶ月において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50/100以上であること。 ②前6ヶ月において利用者総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20/100以上であること。 ③前12ヶ月においてターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。 ④訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること。
2,000 円/月	看護体制強化加算(Ⅱ) ①前6ヶ月において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50/100以上であること。 ②前6ヶ月において利用者総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20/100以上であること。 ③前12ヶ月においてターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 ④訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること。

【中山間地域等に住居する者へのサービス提供換算】 * 区分支給限度基準額には含まれない。

訪問看護、介護予防訪問看護共通

訪問看護費	別に厚生労働大臣が定める地域に住居している利用者に対して通常の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合。
1回 5/100加算	

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問看護】 訪問看護

訪問看護費	月の途中で特別訪問看護指示書(14日)が交付された場合や月の途中での利用開始、終了時又は、ショートステイ等の利用があった場合、日割り計算とする。
2,961単位/月	※要介護5の者の場合 +800単位 3,754単位

〔その他利用料〕

お清め料	ご自宅で亡くなられた時、ご希望によりお体を拭いたり、着替えたりした場合	
	10,000 円	9時～18時
	12,000 円	6時～9時、18時～22時
	14,000 円	22時～6時
必要物品等の代金	実費＋消費税	やむを得ず、療養のために必要とする物品代を代わって購入した場合
キャンセル料	不要	利用予定日の前日(17:30)までにご連絡をいただいた場合
	利用者負担金の額	当日ご連絡をいただいた場合
	4,000円	当日までにご連絡がなく、職員が出向いた場合
	ただし、体調不良による緊急受診、入院の場合は不要とします。	

訪問看護利用料金（医療保険）

令和7年4月1日改正

公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションさんわ

医療保険における訪問看護療養費と利用者負担額についてご説明いたします。

〔利用者負担額〕は、〔訪問看護療養費の合計〕に、各保険証の負担割合を乗じた額です。

なお、この料金は医療保険制度に基づく料金です。

〔訪問看護療養費〕

		訪問看護指示書、計画書に基づいて訪問看護を行った場合の料金
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550 円/回	週3日まで
	6,550 円/回	週4日目から7日まで
	緊急訪問看護加算	主治医の指示を受けて、緊急の求めに応じて訪問看護を行った場合の料金（月14日まで）
		主治医の指示を受けて、緊急の求めに応じて訪問看護を行った場合の料金（月15日以降）
	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣の定める病気などの利用者に、1日2回訪問した場合の2回目の料金
		厚生労働大臣の定める病気などの利用者に、1日3回訪問した場合の2回目と3回目の合計料金
	長時間訪問看護加算	特別管理加算を算定している利用者様などに1回につき90分を超える訪問をした場合の加算料金
		週1日まで (1) 特掲診療料・別表8に掲げる利用者の場合
		週3回まで (2) 特別指示書又は精神科特別訪問看護指示書で訪問看護を行う場合
		15歳未満の超重症児又は準超重症児の利用者の場合及び(2)の15歳未満の小児の利用者の場合
乳幼児加算	1,300 円/回	6才未満の利用者に訪問をした場合の加算料金（1回/日まで）
	1,800 円/回	厚生労働大臣が定める状態の6歳未満の利用者に訪問をした場合の加算料金（1回/日まで）
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める状態の利用者に、同時に複数の職員で訪問看護を実施した場合の加算料金	
	4,500 円/回	2人目の職員が、看護師、理学療法士や作業療法士などの場合
	3,000 円/回	2人目の職員が、看護補助者の場合
夜間早朝深夜加算	2,100 円/回	6～8時前あるいは18～22時前の間に訪問看護を実施した場合の加算料金
	4,200 円/回	22時～6時前の間に訪問看護を実施した場合の加算料金
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500 円/回	退院後指定訪問看護を受けようとする入院患者が退院に備えて一時的に外泊している時に訪問看護を実施した場合の料金
		褥瘡に関する危険因子の評価を行い、適切な褥瘡対策の看護計画の作成、実施及び評価を行う。 主治医に対し、訪問看護計画書や報告書を提出するとともに、連携確保のために計画的な管理を行った場合の料金
		7,670 円/回 毎月の初日
		3,000 円/回 訪問看護療養費（Ⅰ）2日目以降 2日目以降(同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であり、特掲診療料の施設基準等別表第7・第8に掲げる者に対する訪問看護について月に4人以上実績を有している場合
		2,500 円/回 訪問看護療養費（Ⅱ）2日目以降 訪問看護療養費（Ⅰ）の要件に該当しない場合
24時間対応体制加算	6,800 円/月	利用者からの電話に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行える体制をとり、看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合の加算料金
	6,520 円/回	利用者からの電話に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行える体制をとっている場合の加算料金

特別管理加算	2,500 円/月	特別な医療管理を必要とする利用者から、看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、計画的な管理を行える体制をとっている場合の加算料金
	5,000 円/月	上記の利用者が、留置カテーテルを装着するなど定められた状態にある場合の加算料金
退院時共同指導加算	8,000 円/回	退院(退所)前に、病院や老人保健施設において退院(退所)後の在宅療養について指導、相談を行った場合の加算料金
特別管理指導加算	2,000 円/回	厚生労働大臣が定める病気などの利用者に、上記の指導、相談を行った場合に追加される料金
退院支援指導加算	6,000 円/回	厚生労働大臣が定める病気などの利用者に、退院日に訪問し、療養上必要な指導を行った場合の料金
	8,400 円/回	長時間訪問看護加算の対象者に、退院に訪問し長時間にわたる指導を行った場合の料金
在宅患者連携指導加算	3,000 円/回	医療関係職種で共有した情報をもとに指導を行い、その内容を他職種に情報提供した場合の加算料金
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回	急変や治療方針の変更があったときに、医療関係者が利用者宅で話し合いを行い必要な指導を行った場合の加算料金
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/回	喀痰吸引等(*)を必要とする利用者に、喀痰吸引等を行う介護職員に対し支援した場合の料金
		* 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻、腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円/月	オンライン資格確認等のシステムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用、計画的な管理を行った場合の料金
訪問看護情報提供療養費	I 1,500 円/月	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保健福祉サービスとの連携を強化することを目的に、利用者様の住市町村や保健所などの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供する場合の料金
	II 1,500 円/月	厚生労働大臣の定める疾病等の利用者のうち、利用者の義務教育諸学校に、入学時や転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、学校からの求めに応じて訪問看護に関する情報を提供する場合の料金
	III 1,500 円/月	利用者が保険医療機関等に入院、又は入所する時に訪問看護に関する情報を提供する場合の料金
訪問看護ターミナルケア療養費	I 25,000 円/月	ご自宅等で「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に主治医や他の関係者と十分な連携を図り、終末期の訪問看護サービスを提供した場合に加算
	II 10,000 円/月	特別養護老人ホームに入所中の利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に、主治医と連携して、終末期の訪問看護サービスを提供した場合の料金
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円/月	医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合

〔その他利用料〕

時間延長利用料	2,000 円	1時間につき	長時間訪問看護加算を算定する場合以外に、利用者の求めに応じて訪問看護を提供し、それに要した時間が90分を超えた場合
休日利用料	1,500 円	1日につき1回のみ	休日(土日、祝日、12/29～1/3、8/13～15)に訪問した場合
交通費	1,000 円＋消費税/月		当ステーションより片道10km未満
	1,500 円＋消費税/月		当ステーションより片道10km以上
お清め料	ご自宅で亡くなられた時、ご希望によりお体を拭いたり、着替えたりした場合		
	10,000 円	9時～18時	
	12,000 円	6時～9時、18時～22時	
	14,000 円	22時～6時	
必要物品等の代金	実費＋消費税	やむを得ず、療養のために必要とする物品等を代わって購入した場合	
キャンセル料	不要	利用予定日の前日(17:30)までにご連絡をいただいた場合	
	利用者負担金の額	当日ご連絡をいただいた場合	
	4,000円	当日までにご連絡がなく、職員が出向いた場合	
	※体調不良による緊急受診は不要とします。		

訪問看護等利用料金（公的保険を利用できない場合）説明及び同意

公益社団法人 新潟県看護協会

訪問看護ステーションさんわ

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法、介護保険法等公的保険による訪問看護を利用している利用者様も、下記の場合には公的保険を利用していただくことができません。

その場合の訪問看護料金についてご説明いたします。

なお、負担割合は10割です。

居宅等（自宅や施設など住まう場所）以外で、訪問看護サービスを利用するとき 【例】・早急な受診を要するが、どうしてもご家族様等に同行いただけない場合の受診支援 ・医療機器を装着している利用者様が、イベント、冠婚葬祭などに参加し医療処置を要するが、ご家族様等の援助が受けられない場合の支援 *ご家族様などに、援助していただくことを原則としています。			
訪問看護等 利用料金	営業日・営業時間の基本利用料金		30分ごとに 4,000円
	営業時間		8時45分～17時30分
	営業日・営業時間以外の利用料金		基本利用料金に、1日につき1,500円を加算
	営業日以外	土日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	
	営業時間以外	上記の営業時間外	
	交通費	事務所から、上記のケアを実施する場所までの距離(片道)に応じた金額 ただし、通常の訪問看護サービスに引き続き、このサービスを提供した場合は、通常の訪問看護サービスの交通費とします。 公共交通機関(タクシー代含む)等を使用した場合は、実費をご請求いたします。 0～2Km未満: 100円 + 消費税 2Km～5Km未満: 220円 + 消費税 5Km以上: 330円 + 消費税	